

ふるさと田辺応援寄附金返礼品発送ガイドライン

ふるさと田辺応援寄附金制度による田辺市への寄附者（以下「寄附者」という。）に対して贈るお礼の品（以下「返礼品」という。）の発送にあたり、田辺市及び市が委託する事業者（以下、「委託事業者」という。）と返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）との間でのふるさと田辺応援寄附金返礼品発送（以下「発送事業」という。）の取扱いについて本ガイドラインにより定める。

（発送依頼期間）

第1条 田辺市から提供事業者への発送依頼期間は、返礼品の提供を開始する日から提供を中止するまでの間とする。

（発送方法）

第2条 委託事業者からの発送依頼の後、提供事業者は、原則として発送依頼を受けた日から起算して10営業日以内に返礼品を発送しなければならない。ただし、田辺市及び委託事業者から発送時期の指定がある返礼品についてはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、田辺市及び委託事業者からの発送依頼の後、天候等の理由により返礼品の発送の遅れがやむを得ないと田辺市が認めた場合、提供事業者は発送依頼を受けた日から起算して30日以内に返礼品を発送しなければならない。

3 前二項以外の場合については、田辺市及び委託事業者、提供事業者で協議し決定する。

4 返礼品の品質維持のため冷凍配送又は冷蔵配送等の手段を要する返礼品については、その要する手段による配送を行わなければならない。

（配送先）

第3条 発送事業における返礼品の配送先については、委託事業者が所定のシステムにて発送依頼を行うことで、配送業者より、配送に関する情報が記載された伝票が提供事業者に届けられる。また、パソコン等より所定のシステムにアクセスし、配送に関する情報を事前に確認することも可能である。

（業務の内容等）

第4条 提供事業者は、このガイドラインの定めるところに従い、常に善良なる管理者の注意義務をもって、発送事業を実施し、信義誠実に履行するものとする。

2 本ガイドラインにおける発送事業の業務内容は、下記の通りとする。

(1) 委託事業者からの発送依頼を受けた後、指示された返礼品を確保すること。

(2) 返礼品の配送業者は、原則委託事業者指定の配送事業者となる。他の配送事業者を希望の場合は、応相談とする。

(3) 第三者から返礼品の品質等に関する苦情、損害賠償請求などがあつた場合は、真摯に対応し、解決に努めること。

3 提供事業者は、田辺市が必要と認めたときは、発送業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を発送業務の責任者として選任しなければならない。

4 提供事業者は、前項の責任者を選任したときは、速やかに当該責任者の氏名等の情報を田辺市に対して通知しなければならない。

（履行の報告）

第5条 田辺市は、必要があると認めるときは、業務の履行状況を調査し、又は提供事業者に対してその履行状況の報告を求めることができる。

2 前項の場合において、提供事業者による業務の履行状況がこのガイドラインに定める業務の内容と異なるときは、田辺市は、提供事業者に対して、業務の内容をこのガイドラインに適合させるよう請求することができる。

3 提供事業者は、田辺市から前項の規定による請求を受けた場合、業務の内容をこのガイドラインに適合するよう修正しなければならない。

(特許権等の使用)

第6条 提供事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(従業員等の管理)

第7条 提供事業者は、業務に従事する従業員等に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の法令に規定された使用者として負うべきすべての責任を負うものとする。

(緊急事態への対応)

第8条 業務の履行に際して事故又は災害等の緊急事態が発生した場合は、提供事業者は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、田辺市を含む関係者に対して、緊急事態の発生状況及び被害状況等を通報しなければならない。

2 田辺市は、提供事業者から前項の規定による通報を受けたときは、田辺市が必要と認める措置を提供事業者に指示し、提供事業者は、これに従い緊急事態に対処しなければならない。

3 第1項の場合、田辺市及び提供事業者は、協力して事故等の原因の調査に当たるものとする。

(履行の確認)

第9条 委託事業者が、毎月末締めで該当月において発送した返礼品明細の発行を行う。提供事業者は、この明細の確認を行い誤りがある場合は、委託事業者に報告するものとする。

(支払方法)

第10条 委託事業者が発行する返礼品明細に基づき、提供事業者に対し、該当月中において発送した返礼品の数に相当する額（返礼品価格額×該当数量の和）を支払うものとする。また、誤りの報告があった場合は、報告に基づき正しい額を算出し、委託事業者が提供事業者を支払うものとする。

2 提供事業者は、このガイドラインに定める場合を除き、名目の如何にかかわらず一切の追加費用を請求することはできない。

(秘密保持)

第11条 提供事業者は、この業務にかかる事務を処理するに当たり知り得た田辺市及び委託事業者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 提供事業者は、この業務にかかる事務を処理するにあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて、別紙「田辺市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 提供事業者は、前2項に規定する義務を配送業者にも遵守させなければならない。

4 第1項から前項までの定めは、発送事業の終了後も有効に存続するものとする。

5 提供事業者は、当該事業において得た配送先情報をこの業務業務の履行に必要な範囲においてのみ使用することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 提供事業者は、この発送事業への登録により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、事前に田辺市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(登録の抹消)

第13条 田辺市は、必要があるときは、提供事業者と協議の上、提供事業者を発送事業における返礼品の登録事業者から抹消することができる。

2 田辺市は、提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、発送事業における返礼品の登録事業者から抹消することができる。

(1)提供事業者が、正当な理由なく、このガイドラインに定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかとなるとき。

(2)提供事業者の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(3)提供事業者が、このガイドラインに違反し、返礼品提供事業者の目的を達することができないと認められるとき。

(4)提供事業者より、返礼品の登録事業者からの抹消を申し出たとき。

(5)提供事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 提供事業者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団関係者（以下この号において「暴力団員等」という。）が受託者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 提供事業者の役員等又は提供事業者の使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしたと認められるとき。

エ 提供事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営し、若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 提供事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 提供事業者が、業務の履行のために、第三者と契約を結ぶにあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 提供事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を業務履行のための契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、田辺市が提供事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、提供事業者がこれに従わなかったとき。

ク 提供事業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失によって怠ったとき。

ケ 提供事業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失によって怠ったとき。

4 田辺市は、前項の規定により提供事業者を発送事業における返礼品の登録事業者から抹消した場合において、損害が生じたときは、提供事業者に対して損害賠償を請求することができる。

5 提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、返礼品の登録事業者からの抹消を申し出ることができる。

(1)天災事変等やむを得ない理由によってこの業務が不可能になったとき。

(2)田辺市がこのガイドラインに違反し、その違反によって業務の履行が不可能となったとき。

- 6 発送事業における返礼品の登録事業者から抹消した場合において、業務のうち既履行の部分があり、その部分がこのガイドラインに定める業務の内容に適合するときは、田辺市は、当該既履行部分に相当する額の金員を提供事業者を支払うものとする。

(発送業務の中止等)

第 14 条 田辺市は、必要があると認めるときは、提供事業者と協議の上、業務内容の変更又は業務の履行中止を行うことができる。

- 2 提供事業者は、天災事変等やむを得ない理由により第 2 条に規定する発送期限内に業務を履行することができなかつたとき、又は発送期限内において業務を履行することができないときは、田辺市に対して、その理由を明らかにした書面を速やかに提出しなければならない。
- 3 田辺市は、前項の規定による提供事業者の報告を受けた場合において、これに相当の理由があると認めるときは、発送期限の延長、業務中止等の必要な措置をとることができる。
- 4 提供事業者は、悪天候、不作、その他のやむを得ない理由により発送ができなくなる可能性のある返礼品について、その理由を予め田辺市に対して、書面にて通知し、その対応策について田辺市及び委託事業者との協議を行わなければならない。
- 5 提供事業者は、悪天候、不作、その他のやむを得ない理由により、返礼品の発送が遅れ、又は発送ができなくなった場合は、田辺市及び委託事業者へ速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(遅延損害金)

第 15 条 提供事業者の責めに帰すべき理由により、第 2 条に規定する発送期限内に業務を履行することができなかつた場合においては、田辺市は、損害金の支払を提供事業者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、発注した返礼品の額（返礼品価格額×該当数量の和）とし、遅延日数又は債務の不履行が生じた日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 田辺市の責めに帰すべき理由により、第 10 条の規定による支払が遅れた場合においては、提供事業者は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を田辺市に請求することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 発送業務の履行に当たり、提供事業者の責めに帰すべき理由によって生じた損害（第三者に生じた損害も含む。）については、提供事業者がその費用を全て負担するものとする。

- 2 業務の履行に当たり、田辺市及び委託事業者の責めに帰すべき理由によって生じた損害（第三者に生じた損害も含む。）については、田辺市及び委託事業者にて協議の上、その費用を負担するものとする。
- 3 返礼品の瑕疵によってその受取人等に生じた損害については、提供事業者がその費用を全て負担することとする。
- 4 返礼品の瑕疵によって返礼品の交換が必要となった場合は、提供事業者の負担により商品を交換することとする。
- 5 返礼品の発送に必要な事務については、提供事業者がその責任において行い、配送における商品の破損事故等については提供事業者がその責を負わなければならない。

(疑義の決定)

第 17 条 このガイドラインに定めのない事項又はこの事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、田辺市及び委託事業者、提供事業者で協議し、円満に解決を図ることとする。

(その他)

第 18 条 提供事業者は、指示された返礼品の発送時に、自社の PR になるパンフレット等を同梱し発送することができる。

田辺市個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及びこの特記事項を遵守し、個人情報（法第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

2 作業責任者は、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(従事者への周知)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項及び法に違反したときは処罰されることを周知しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ再委託（2以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

3 前項の場合において、乙は、再委託の受託者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の受託者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項に規定する正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(取得の制限)

第10条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、その目的を明示した上で本人から取得し、本人以外から取得するときは、本人の同意を得た上で取得しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第11条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第13条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第14条 乙は、この契約による事務の終了時に、この契約による事務において利用した個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

い。乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用した個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、甲の求めに応じて書面により報告しなければならない。

(報告)

第15条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(調査及び勧告)

第16条 甲は、乙がこの契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 甲は、乙のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

(事故時の対応)

第17条 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第18条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この特記事項に関連するこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙の故意又は過失を問わず、乙がこの特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注 甲は委託者である田辺市を、乙は受託者を指す。